平成２５年（フ）第１５号
広島県尾道市東久保町14番18号
債務者　中原　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９号
愛媛県松山市来住町1438番地
債務者　清水左千幸
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０号
愛媛県松山市樽味４丁目12番19―３号
債務者　武智友佳子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
愛媛県東温市田窪3000番地２　ソレイユＭ103号
債務者　伊東　広子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県久留米市本町３番地１　第３水城ビル403号、前住所福岡県久留米市御井町876番地１　グランドハイツ近藤Ｉ104号
債務者　岩澤　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県筑後市大字山ノ井416番地３
債務者　下川　敦子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２号
福井県敦賀市木崎８号２番地の２、申立時の住所福井県敦賀市中央町２丁目７番15―702号
債務者　岡本　侑子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第２９号
富山市萩原292番地１　ロイヤルガーデンＣ棟101号
債務者　竹内　敬人
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
富山市下堀52番地
債務者　田畑真理子（旧姓田畠）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９４号
愛知県あま市甚目寺山之浦111番地　メルコビル403号
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
長崎県島原市新湊２丁目丙1713番地23、前住所長崎県島原市新湊２丁目丙1701番地４
債務者　大矢　美代
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
熊本県下益城郡美里町岩野3272番地２
債務者　中川　誠二
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎583番地１
破産者　森田　幸文
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第７８号
栃木県那須塩原市塩原1256番地　かもしか荘従業員宿舎102号、前住所栃木県那須塩原市豊住町79番地45
破産者　伊丹　　稔
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７９号
栃木県那須塩原市塩原1256番地　かもしか荘従業員宿舎102号、前住所栃木県那須塩原市豊住町79番地45
破産者　伊丹　皖子
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第８０号
栃木県那須塩原市塩原1256番地　かもしか荘従業員宿舎102号、前住所栃木県那須塩原市豊住町79番地45
破産者　伊丹　君夫
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２３０号
群馬県前橋市文京町３丁目32番23号
破産者　株式会社ｉｅｎｉ
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２７０号
群馬県前橋市文京町２丁目15番21―302号
クレール文京
破産者　主山　雄一
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係